

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>どのような議論の結果、4年と決定したのかご教示いただきたい。</p>	<p>被災地域の復興状況は様々であるものの、未だ復興途上であり、先行きを見通した計画を策定すること等が困難な状況であるところ、復興庁の設置期限が10年延長（2031年3月31日まで）され、特に国と被災地方公共団体が協力する集中取組み期間が5年（2026年3月31日まで）とされていること等を踏まえ、申請期限を4年間延長するものです。</p>
2	<p>何故4年なのか。再度の延長をすることはあり得るのか。</p>	<p>被災地域の復興状況は様々であるものの、未だ復興途上であり、先行きを見通した計画を策定すること等が困難な状況であるところ、復興庁の設置期限が10年延長（2031年3月31日まで）され、特に国と被災地方公共団体が協力する集中取組み期間が5年（2026年3月31日まで）とされていること等を踏まえ、申請期限を4年間延長するものです。</p> <p>再度の延長については、政府の方針や被災地の状況を勘案したうえで適切に検討してまいります。</p>
3	<p>認定の申請日を4年延長することとなるが、当該日に申請をすることが困難であると主務大臣が認めるやむを得ない事情とは何か。協同組織金融機関は、未だに今後の財務状況に見通し難い面があるのか。</p>	<p>被災地域の復興状況は様々であるものの、未だ復興途上であり、先行きを見通した計画を策定すること等が困難であると考えます。</p>
4	<p>今回の4年延長は被災地における復興状況を十分に検証・認識した適切な判断であると評価できるものである一方、被災地は近時の新型コロナウイルス感染症拡大の影響も受け、これに伴い復興事業の遅延が懸念される状況にもある。</p> <p>については、これらの状況等を総合的に判断し、また、復興庁の廃止期限を令和13年3月31日まで10年間延長したことに鑑みて、本法における認定申請期日についても、同様に9年間延長とすることを要望する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
5	<p>「主務大臣が定める一定の期間」について、延長は今回限りとする事なく、今後とも、地震・津波被災地域はもとより、特に原子力災害被災地域の実態を最大限考慮のうえ柔軟に判断されることを要望する。</p>	